

平成30年度 大衡村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

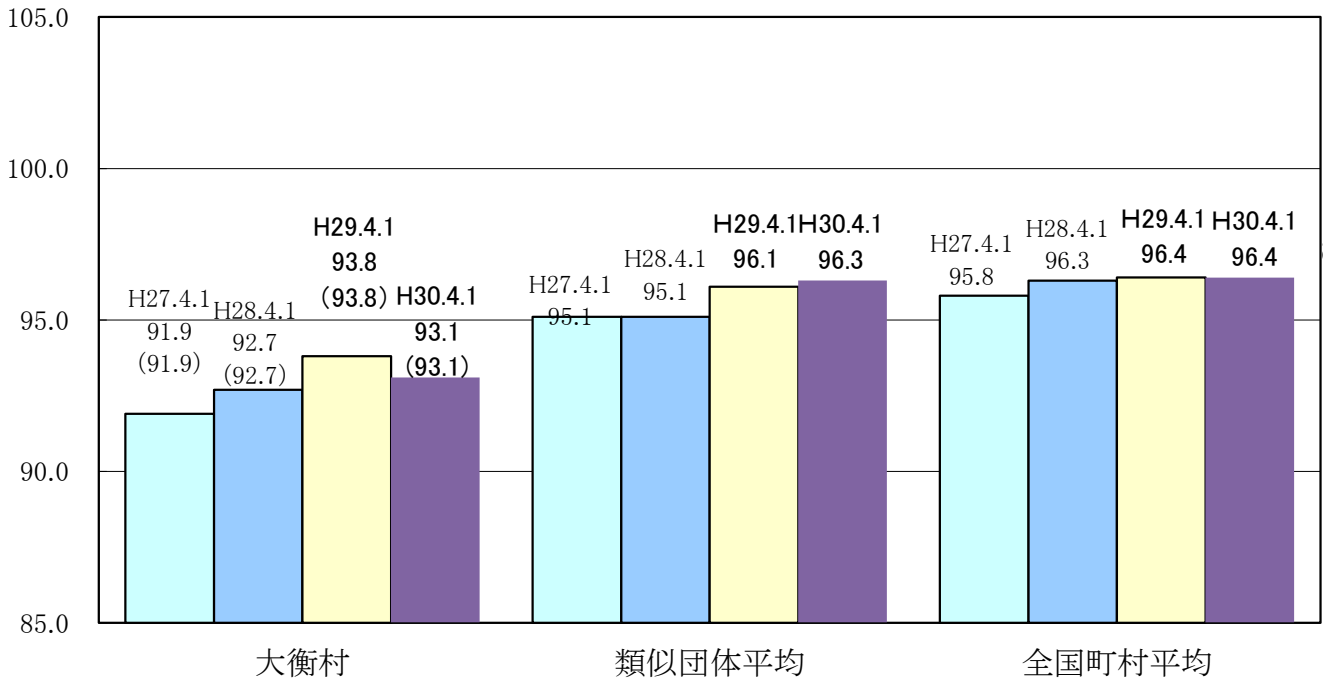
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成28年度の人件費率
平成29年度	人 5,875	千円 4,696,579	千円 165,199	千円 624,147	% 13.3	% 14.9

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 77	千円 238,099	千円 28,675	千円 93,562	千円 360,336	千円 4,680	千円 5,523

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+大衡村の地域手当の支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し…実施

◆給料表の改定実施時期…平成28年4月1日

◆内容…一般行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し
(支給割合)

支給対象地域		平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
仙台市	国基準割合	6%	6%	6%	6%	-
	本村割合	6%	6%	6%	6%	-
愛知県 名古屋市	国基準割合	12%	15%	15%	15%	15%
	本村割合	12%	15%	15%	15%	15%

(実施時期)平成28年4月1日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大衡村	40.5 歳	277,900 円	306,500 円	291,500 円
宮城県	42.2 歳	320,093 円	405,493 円	355,359 円
国	43.5 歳	329,845 円	410,940 円	410,840 円
類似団体	41.5 歳	304,556 円	350,996 円	329,554 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
大衡村	49.0 歳	1 人	260,000 円	295,000 円	295,000 円	---	---	---	---
うち用務員	49.0 歳	1 人	260,000 円	295,000 円	295,000 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.42
宮城県	51.9 歳	173 人	312,660 円	353,476 円	348,230 円	---	---	---	---
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	328,637 円	---	---	---	---	---
類似団体	49.5 歳	5 人	277,651 円	302,228 円	289,378 円	---	---	---	---

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大衡村	4,658,100円	2,808,700円	1.66
うち用務員	4,658,100 円	2,808,700 円	1.66

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	大 衡 村	宮 城 県	国	
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	187,100 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	152,600 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	159,900 円	150,300 円	---
	中 学 卒	128,900 円	133,600 円	---

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成30年4月1日現在)

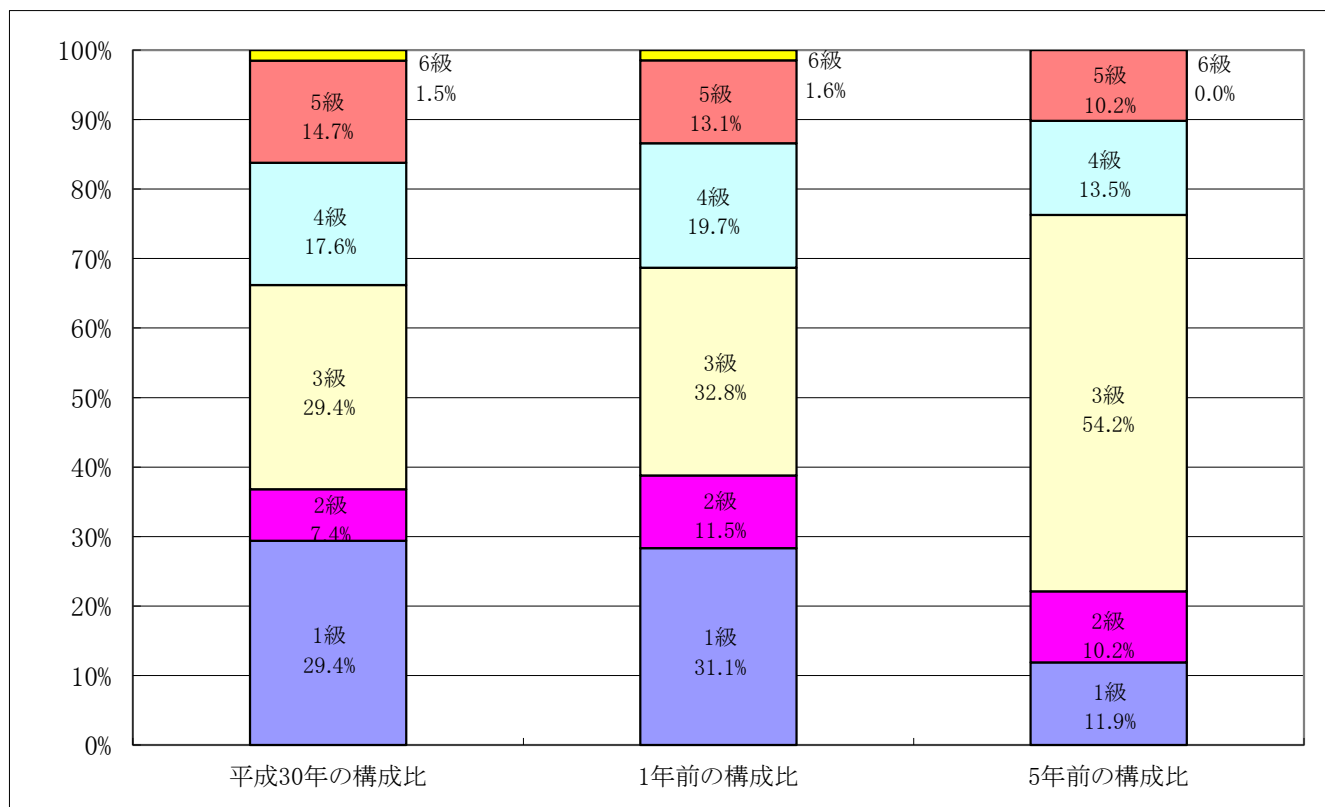
区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大 学 卒	229,800 円	300,900 円	357,700 円
	高 校 卒	215,400 円	247,800 円	311,400 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	中 学 卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師の職務	20 人	29.4 %
2 級	主任又は技術主任の職務	5 人	7.4 %
3 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 2 係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務 3 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	20 人	29.4 %
4 級	1 会計管理者の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	12 人	17.6 %
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	10 人	14.7 %
6 級	総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	1 人	1.5 %

- (注) 1 大衡村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 衡 村	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 12,865 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,756 千円	---
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

大 衡 村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 20.4450 月分 25.55625 月分	勤続20年 20.4450 月分 25.55625 月分
勤続25年 29.1450 月分 34.5825 月分	勤続25年 29.1450 月分 34.5825 月分
勤続35年 41.3250 月分 49.5900 月分	勤続35年 41.3250 月分 49.5900 月分
最高限度額 49.5900 月分 49.5900 月分	最高限度額 49.5900 月分 49.5900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 11,097 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職者に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)	546 千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成29年度決算)	546,000 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
愛知県名古屋市	15 %	1 人	15 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
名取市, 利府町	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレ指数(ラスパイレ指数)	93.1		

(注) 地域手当補正後ラスパイレ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレ指数。

(補正前のラスパイレ指数 × (1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	8,214 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	107 千円
支給実績（平成28年度決算）	7,426 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	153 千円

(5) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 10,000円 3 父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		千円 7,111	円 296,400
住居手当	借家・借間に居住している職員 ①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 ②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度	同じ		千円 2,340	円 283,200
通勤手当	1 交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額（限度額 55,000円） 2 自動車等の利用者(片道2km以上)使用距離(片道)により 2,000円～31,600円 3 交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+自動車等の使用距離の額（限度額 55,000円）	同じ		千円 4,038	円 73,200
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち規則で指定するものに支給 支給額 20,000円～55,000円	異なる		千円 6,390	円 512,400
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円～70,000円加算する。	同じ		千円 -	円 -
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		千円 -	円 -
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100)×勤務時間数	同じ		千円 -	円 -
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,400円 ※ただし、5時間未満の場合 2,200円。	同じ		千円 -	円 -
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 5,000円～6,000円	同じ		千円 36	円 36,000
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて村内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高 6,620円	同じ		千円 -	円 -

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	763,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高 / 最低額 870,000 円 / 345,000 円	
	副 村 長	587,000 円 (円)	653,000 円 / 360,000 円	
報 酬	議 長	267,000 円 (円)	365,000 円 / 200,000 円	
	副 議 長	217,000 円 (円)	316,000 円 / 168,000 円	
	議 員	204,000 円 (円)	301,000 円 / 143,000 円	
期 末 手 当	村 長	(平成29年度支給割合) 3.30 月分		
	副 村 長 議 長 副 議 員	(平成29年度支給割合) 3.30 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	763,000×在職月数×0.44	16,114,560	通算可
	備 考	587,000×在職月数×0.26	7,325,760	通算可

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

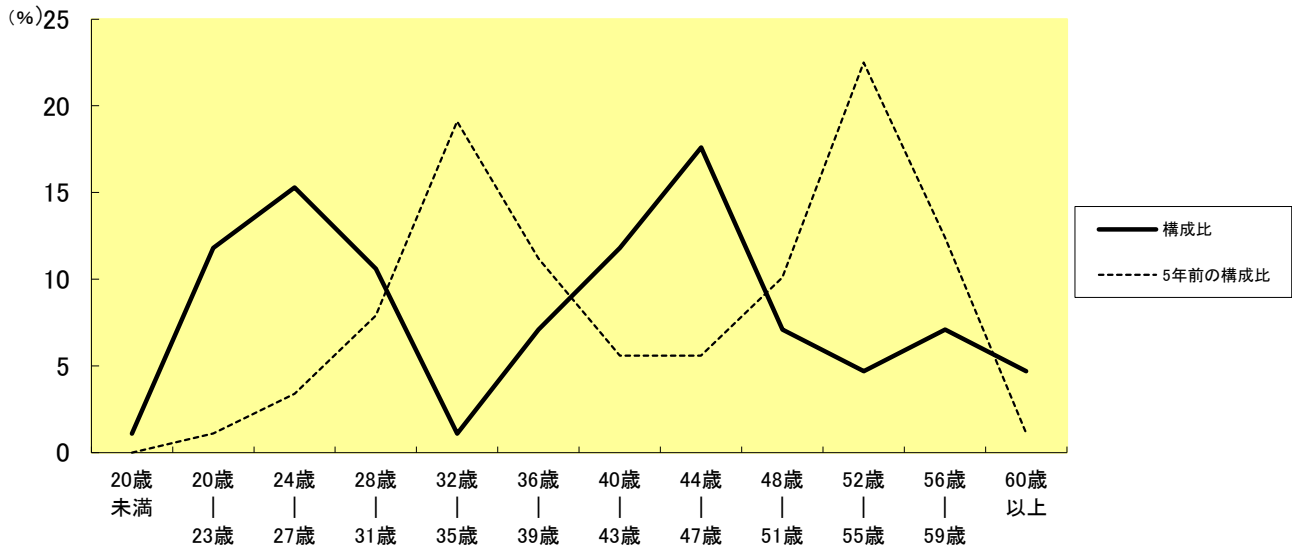
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 107.20 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 107.04 人)
		総 務	21	22	1	
		税 務	7	8	1	
		民 生	4	4	0	
		衛 生	8	8	0	
		農 林 水 産	6	6	0	
		商 工 土 木	4	4	0	
	計	61	63	2		
	教 育 部 門	13	13	0		
	小 計	74	76	2		
公 営 企 業 部 門	水 道	2	2	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 129.36 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 129.23 人)	
	下 水 道	1	1	0		
	そ の 他	6	6	0		
	小 計	9	9	0		
合 計		83	85	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.68 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	1人	10人	13人	9人	1人	6人	10人	15人	6人	4人	6人	4人	85人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	60	61	62	61	64	7 (12.2%)
教育	13	13	11	12	13	13	0 (0%)
普通会計計	70	73	72	74	74	77	7 (1%)
公営企業等会計計	7	7	9	10	9	8	1 (14.2%)
総合計	77	80	81	84	83	85	8 (10.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に占める 職員給与費率
平成29年度	千円 225,683	千円 9,271	千円 7,709	% 3.4	% 4.0

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 (政令指定都市を除く) 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成29年度	人 2	千円 6,053	千円 364	千円 1,304	千円 7,721	千円 3,861	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項
なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 衡 村	27.4 歳	194,200 円	290,600 円
団 体 平 均	40.5 歳	277,900 円	306,500 円
事 業 者	- 歳	-	- 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大 衡 村（水道事業）		大 衡 村（一般行政職）	
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,161 千円		1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,297 千円	
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分		(平成29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

大 衡 村（水道事業）				大 衡 村（一般行政職）			
(支給率)		自己都合	勸奨・定年	(支給率)		自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.4450 月分	25.55625 月分		勤続20年	20.4450 月分	25.55625 月分	
勤続25年	29.1450 月分	34.5825 月分		勤続25年	29.1450 月分	34.5825 月分	
勤続35年	41.3250 月分	49.5900 月分		勤続35年	41.3250 月分	49.5900 月分	
最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分		最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			
1人当たり平均支給額		- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額		11,097 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職者に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成29年度決算）	332 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	166 千円
支給実績（平成28年度決算）	325 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	162 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成29年度決算)
扶養手当	1 配偶者 6,500円 2 子 10,000円 3 父母等 6,500円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		千円 -	円 -
住居手当	借家・借間に居住している職員 ①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 ②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)/2で27,000円を限度	同じ		千円 324	円 32,400
通勤手当	1 交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額（限度額 55,000円） 2 自動車等の利用者（片道2km以上） 使用距離（片道）により 2,000円～31,600円 3 交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+自動車等の使用距離の額（限度額 55,000円）	同じ		千円 170	円 85,200
管理職手当	管理・監督の地位にある職員のうち規則で指定するものに支給 支給額 20,000円～55,000円	異なる		千円 -	円 -
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 30,000円 ※ただし、職員の住居と配偶者等の住居との間の距離が100km以上の場合、その距離に応じて8,000円～70,000円加算する。	同じ		千円 -	円 -
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(135/100)×勤務時間数	同じ		千円 -	円 -
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対し支給 支給額 勤務1時間当たりの給与額×支給割合(25/100)×勤務時間数	同じ		千円 -	円 -
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした場合に支給 支給額 勤務1回につき 4,400円 ※ただし、5時間未満の場合 2,200円。	同じ		千円 -	円 -
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日等に勤務した場合に支給 支給額 勤務1回につき 5,000円～6,000円	同じ		千円 -	円 -
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害発生時にその応急対策又は復旧のため派遣された職員で住所等を離れて村内に滞在した場合に支給 支給額 1日につき最高 6,620円	同じ		千円 -	円 -